



退職される皆様へ

☎ お問合せ先
資格担当 (078) 362-3766

組合員証・被扶養者証・資格確認書（該当者）をご返却ください！

今年度末に共済組合の組合員資格を喪失する方（下記①～③参照）は、組合員証・被扶養者証・資格確認書（該当者）（以下、「組合員証等」という。）を速やかに所属所の事務担当者へ返却してください。

【資格喪失する方】

- ① 退職する方（任意継続組合員になる方を含む）
- ② 異動で加入する共済組合が変わる方（市教委・知事部局・国等）
- ③ 他支部へ転出する方（公立学校共済組合兵庫支部→他の都道府県支部）

現所属所へ返却



●退職後、再任用等を希望する方へ ※下記に該当する方は、お持ちの組合員証等を返却しないでください。

- ・退職後引き続き2か月以上の任用があり、フルタイム又は週20時間以上の勤務をされる方は資格喪失しません。
- ・退職後、次の任用までに数日間の空白期間がある場合も、条件を満たせば資格を継続する場合があります。

退職後の任用形態や、空白期間の条件に該当するか等は、任命権者にご確認ください。

●退職後、任意継続組合員制度に加入する方へ

マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナンバーカードで医療機関を受診してください。マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」を併せて交付します。医療機関受診の際は、「資格確認書」を提示してください。

MEMO

資格喪失後は、現在お持ちの組合員証等は使用できません。医療機関等で組合員証等を使用した場合、共済組合が負担した医療費（7割分）を、後日返還していただくことになります。

退職後も受けられる短期給付

☎ お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

退職後、任意継続組合員とならない場合でも、請求に基づき次の給付が受けられます。

ただし、組合員が退職後、他の被保険者資格を取得した場合は給付されません。

※給付事由発生日から **2年間** 請求しない場合は、時効により給付が受けられなくなりますのでご注意ください！

給付の種類	給付要件等
傷病手当金	〈退職日まで引き続き1年以上の組合員期間がある方のみ〉 ・傷病手当金の給付期間中に退職し、引き続いて労務に服することができないとき ・傷病手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで傷病手当金を受けないで退職し、引き続いて労務に服することができないとき ※給付期間は、同一傷病について最大1年6か月です（退職後は、附加給付はありません。）。 ※受給中の年金がある場合は、給付額の調整を行います。
出産費	〈退職日まで引き続き1年以上の組合員期間がある方のみ（任意継続組合員期間を含む）〉 退職後6か月以内に出産したとき
出産手当金	〈退職日まで引き続き1年以上組合員期間がある方のみ（任意継続組合員期間を含まない）〉 ・出産手当金の給付期間中に退職したとき ・出産手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで出産手当金を受けないで退職したとき ※給付期間は、出産の日以前42日から出産の日後56日です。
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき

退職後も受けられる福祉事業

☎ お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

事業名	対象者	事業概要
特定健康診査 特定保健指導	任意継続組合員と その被扶養者（年 度内に40歳～75 歳の誕生日を迎え られる方）	生活習慣病に着目した特定健康診査を無料で受けることができます。 ※令和7年度の受診券は令和7年7月下旬頃に発送します。 また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い方については、無料で受けられる特定保健指導をご案内します。
宿泊施設 利用補助券	任意継続組合員と その被扶養者	指定宿泊施設（六甲荘・瑞宝園）での宿泊や飲食の際に費用の一部を補助します。
宿泊施設 特別利用者証	組合員期間が1日 以上ある退職者	公立学校共済組合の宿泊施設が現職組合員と同じ料金で利用可能となる「宿泊施設特別利用者証」をご希望の方に交付します。 （退職者ひとり1枚のみ。ご家族の方も利用可能で、有効期限はありません。） 利用可能な宿泊施設については、「公立共済やすらぎの宿」公式HPをご確認ください。交付希望の方は退職後に福祉担当へお電話ください。



私的年金等の退職に伴う手続き （共済本部の福祉保険制度に任意で加入されている方のみ）

☎ お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

福祉保険制度等に加入している方には、手続方法についてのご案内を下記の時期にご自宅へ送付します。

名称	ご案内	問い合わせ先
福祉保険制度	退職後も継続して加入することができます。毎年7月頃にご自宅あてに更新手続書を送付します。 退職された年の10月末日まで保障が継続し、脱退の申出がない場合は自動更新となります。	制度全般:0120-778-599（10～16時） 保険金請求:0120-660-998（10～16時）
アイリスプラン	定年退職者には12月末頃に送付しています。 定年退職以外の方については、サービスセンターまでお電話ください。	0120-491-294（10～17時）

※共済組合本部事業のため、支部にお問い合わせいただいても回答できない場合があります。

共済組合貸付金 ～退職時に貸付金が残っている場合の返済方法～

☎ お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3764

退職時に残っている貸付金の残額（※）を、退職手当から控除しますので手続は不要です。なお、1月以降は全額繰上償還の申出はできませんのでご注意ください。

退職手当額より貸付金の残額が多い場合は、控除後の不足額について「払込書」を借受人の自宅に送付しますので、指定の期日までに払い込んでください。

※未償還元金と利息を合わせた金額です。利息については、ボーナス併用の償還者のみ発生します。

待っているだけで
OKだケロ！



退職後の年金について

お問合せ先
年金班 (078) 362-3767

年度末退職に伴う手続については、3月中旬までに各所属所へ通知します。

【昭和36年4月1日以前生まれの方：退職改定後の年金支給は8月以降】

退職すると年金額の改定と在職停止解除のため、手続きが必要です。

ただし、事務処理に時間を要しますので、退職後の4月及び6月定期支給時には、事務処理完了前（在職停止）の送金額となります。

8月中には事務処理が完了し、改定後の年金額と精算額をお知らせしたうえ、送金しますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

※組合員資格喪失後、就職され被用者年金制度に加入される方は、報酬額等により引き続き在職停止となる場合があります。

【昭和36年4月2日以降生まれの方：退職から年金請求まで】

「年金待機者登録通知書」の送付

退職手続により、年金加入記録（組合員期間、標準報酬額等）を整備します。整備が完了した方には「年金待機者登録通知書」によりお知らせします。



年金請求書の送付

年金は請求に基づき支給します。

請求書は、支給開始年齢に到達する数か月前に、直近に加入していた実施機関より送付されますので、必要事項を記入し提出してください。

主な直近の加入制度	区分	送付元・提出先 (実施機関)	送付先	送付時期
公立学校共済組合	在職中	公立学校共済組合 兵庫支部	所属所	誕生月の前月下旬
公立学校共済組合	退職後	公立学校共済組合 本部	自宅	誕生月の 2～3か月前
厚生年金	在職中／退職後	日本年金機構	自宅	誕生月の3か月前

※組合員資格の取得・喪失及び誕生月等のタイミングにより、上記の送付元等とは異なる場合があります。

年金の決定・支給

年金が決定すると当共済組合本部から「年金証書」が送付され、支給が始まります。ただし、被用者年金制度に加入されている場合は、在職停止により支給されない場合があります。

※年金決定には時間を要するため、年金の支給開始については、請求書を提出してから4～5か月後となります。

国民年金への加入手続

国民年金は、20歳から60歳まで加入する必要がありますので、60歳未満で退職した方は、お住まいの市町村の国民年金担当課で国民年金への加入手続が必要です。ただし、再就職先で被用者年金制度に加入される場合は不要です。

また、配偶者の被扶養者（国民年金第3号被保険者）になる場合は、配偶者の勤務先で条件等を確認の上、手続してください。